

東京市神田区長 小原八十吉 閣

申請書

本学所設ノ専門科ヲ漸次縮少シテ予科ヲ經由セル本科ヲ拡張致候主旨ヨリ学則第十二条第三十六条及第四十九条ヲ削除シテ学生定員配合ヲ別紙ノ如ク相改メ度而シテ専門科生当時ノ現在數ハ四百余名ニ過キサ尠少數ニ有之今後ハ本科生ノ定員ニ達セサルトキ其範圍ニ於テノミ専門科生ヲ入学セシムルコトニ致度候間御認可被成下度此段申請候也

私立中央大学長

菊池武夫

34 中央大学学生定員變更に関する申請 (明治四十一年四月)

(欄外注記1) 進達願

(朱書) [三月廿六日施行] (田辺印)

(欄外注記2) 別紙文部大臣宛申請書尠通御進達被成下度此段奉願候也
(朱書) 別紙第三式經由印ヲ捺シ
文部省へ進達スルモノトス
神田区錦町二丁目二番地
私立中央大学長

明治四十一年三月廿四日

菊池武夫 閣

東京府知事男爵 千家尊福 閣

(朱書) 四月二日判決
四月四日施行 (杉原印)

(欄外注記3) (朱書) 別紙第四式經由印ヲ捺シ神田区へ送付(四月一日付認可)

前書出願ニ付奥印候也

(割印) 明治四十一年三月廿四日

本科及専門科 千八百名
内

法律科 千名

経済科 八百名

大学予科 千百名

旧第十二条 本科学生ノ定員ハ六百名以内トス

旧第三十六条 専門科ノ定員ハ一千六百名以内トス

旧第四十九条 予科ノ定員ハ八百名以内トス

第十二条 削除

第十三条 以下順次一条繰上

第三十六条 削除

第三十七条 以下順次二条繰上

第四十九条 削除

第五十条 以下順次三条繰上

(欄外注記1)

「收受申学甲第一二二九号・四十一年三月二十四日」三月二十五日施行」

(欄外注記2)

「内務部長(堀信次印)・事務官(浜野印)・学務課長(御園生印)・主任(秋元印)」
「完結」四十一年四月二十三日」

(欄外注記3)

「内務部長(堀信次印)・事務官不在・学務課長代(今立印)・主任(秋元印)」

〔明治四十一年文書類纂第一種学事私立学校 628 C 4〕